

# ◎性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(令和五年六月二三日法律第六八号) (衆)

## 一、提案理由 (令和五年六月九日・衆議院内閣委員会)

○新藤議員 ただいま議題となりました性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

性的指向及び性同一性の多様性につきまして、国民の理解が進んでいるとは必ずしも言えない現状に鑑みますと、全ての国民が、性的指向及び性同一性の多様な在り方を互いに自然に受け入れられるような共生社会、すなわち、性的マイノリティーはもちろんのこと、マジョリティーの人も含めた全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できるような社会の実現を目指して、性的指向及び性同一性の多様性に関する理解の増進を目的とした諸施策を講ずることが必要であると考え、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、目的でございますが、性的指向及び性同一性の多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及び性同一性の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としております。

第二に、性的指向及び性同一性の定義でございます。この法律において、性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、性同一性とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいうこととしております。

第三に、基本理念としまして、国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又は性同一性にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性同一性を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないと定めております。

第四に、性的指向及び性同一性の多様性に関する理解の増進に関し、国及び地方公共団体の役割、事業主等の努力について定めることとしております。

第五に、政府は、毎年一回、施策の実施状況を公表するとともに、基本計画を策定し、おおむね三年ごとに見直しを行うこととしております。

第六に、基本的な施策として、学術研究等を推進するものとし、また、知識の着実な普及、相談体制の整備、民間団体等の活動の促進等について定めております。

第七に、内閣府等の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・性同一性理解増進連絡会議を設け、連絡調整を行うこととしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行することとしております。なお、この法律につきましては、施行後三年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院内閣委員長報告（令和五年六月一三日）

○大西英男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、新藤義孝君外五名提出の法律案は、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進を図るためのものです。

……………（略）……………

西村智奈美君外十三名提出の法律案は去る五月二十六日、新藤義孝君外五名提出の法律案は六月七日、それぞれ本委員会に付託されました。九日、提出者新藤義孝君及び西村智奈美君からそれぞれ趣旨の説明を聴取した後、質疑を行いました。

次いで、新藤義孝君外五名提出の法律案に対し、自由民主党・無所属の会、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの共同提案により、「性同一性」の文言を「ジェンダーアイデンティティ」に改めること等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局しました。

質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、西村智奈美君外十三名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次に、新藤義孝君外五名提出の法律案については、自由民主党・無所属の会、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの共同提案による修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（令和五年六月九日）

○阿部（司）委員 ただいま議題となりました性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状について明記することといたしました。

第二に、定義語である「性同一性」の文言を、「ジェンダーアイデンティティ」に修正することといたしました。なお、これに伴い、題名を含め、法案中の「性同一性」は、いずれも「ジェンダーアイデンティティ」に修正されます。

第三に、学校の設置者が行う教育又は啓発等について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ行うものといたしました。

第四に、国及び地方公共団体が講ずべき施策の例示から、「民間団体等の自発的な活

動の促進」を削ることといたしました。

第五に、本則の末尾に、「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。」との規定を追加することといたしました。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

### 三、参議院内閣委員長報告（令和五年六月一六日）

○古賀友一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員新藤義孝君より趣旨説明を、次いで修正案提出者を代表して衆議院議員阿部司君より衆議院における修正部分の説明をそれぞれ聴取した後、衆議院修正の趣旨及び評価、男女別施設等における対応の在り方、学校教育における理解増進に向けた取組、性的マイノリティー当事者が抱える課題への対応等について、発議者のほか、当事者や関係団体を含む参考人等に対して質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の打越委員より反対、日本維新の会の高木委員より賛成、日本共産党の田村委員より反対、れいわ新選組の木村委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。